

各地方整備局用地部長
北海道開発局開発監理部長 殿
内閣府沖縄総合事務局開発建設部長

不動産・建設経済局土地政策課長

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律
の施行について

所有者不明土地の更なる増加が見込まれることに鑑み、所有者不明土地の利用についてより一層の円滑化を図るとともに、周辺の地域に深刻な悪影響を及ぼすことが懸念される所有者不明土地の管理の適正化を図り、併せてこれらの所有者不明土地対策に地域の関係者が一体となって取り組むことができる体制を整備するため、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 38 号。以下「一部改正法」という。）が令和 4 年 5 月 9 日に公布されており、民法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 24 号）に関する規定を除き、令和 4 年 11 月 1 日より施行されたところである。

については、下記の事項に留意し、各種事務の適切な遂行に遺漏なきを期されたい。

記

1. 都道府県・市町村に対する国土交通省職員の派遣制度

(1) 国土交通職員の派遣制度の拡充について

これまで、地方公共団体の長は、地域福利増進事業等の実施の準備のためその職員に土地所有者等の探索に関する専門的な知識を習得させる必要があるときは、国土交通大臣に対し、国土交通省の職員の派遣を要請することができることとされていた。

一部改正法により、市町村が活用できる施策として、所有者不明土地の管理の適正化を図るための制度や、所有者不明土地対策計画（以下「対策計画」という。）の作成（法第 45 条）等の制度が創設されたことを踏まえ、市町村長は、これらの制度の活用に当たっても、国土交通大臣に対して職員の派遣を要請できる（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号。以下「法」という。）第 53 条第 2 項）こととされた。これらの派遣事務については、3. のとおり、地方整備局用地部及び北海道開発局開発監理部並びに内閣府沖縄総合事務局開発建設部が担うこととされている。

(2) 職員の派遣に係る業務の進め方及び手続について

国土交通省職員の派遣を要請された場合の業務の進め方及び手続については、従前どおり、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく国土交通省職員の派遣について（平成 30 年 11 月 15 日国土交通省土地・建設産業局総務課長・企画課長通知）を参照されたい。

なお、所有者不明土地の管理の適正化を図るために行う事業等に係る業務又は所有者不明土地対策計画の作成等を行うにあたっては、所有者不明土地の管理の適正化のための措置に関するガイドライン（令和 4 年 11 月国土交通省不動産・建設経済局）又は所有者不明土地対策計画作成の手引き（令和 4 年 11 月国土交通省不動産・建設経済局）を参照することとする。

2. その他の都道府県及び市町村の取組への支援について

地域における所有者不明土地対策を着実に推進するため、一部改正法においては、市町村による対策計画の作成及び対策計画の作成等に際し必要な協議を行うため所有者不明土地対策協議会（以下「協議会」という。）を設置することができる（法第 46 条）こととするともに、所有者不明土地対策に取り組む特定非営利活動法人等を所有者不明土地利用円滑化等推進法人（以下「推進法人」という。）として指定することができる（法第 47 条第 1 項）こととされた。

地方整備局用地部及び北海道開発局開発監理部並びに内閣府沖縄総合事務局開発建設部においては、協議会への参加（法第 46 条第 3 項）や推進法人への情報提供等（法第 50 条）を通して、これら市町村の取組を適切に支援することとされたい。

また、土地政策推進連携協議会においては、一部改正法により創設された新たな制度（対策計画の作成、協議会の設置、推進法人の指定及び管理不全所有不明土地についての代執行等）の運用支援をはじめ、広く土地に関する課題解決や地域づくりを支える「プラットフォーム」として、市町村職員等に対する情報提供、相談窓口の設置及び民間団体と連携した相談会の開催等の活動を引き続き実施することとされたい。

3. 地方整備局組織規則等改正について

地方整備局及び北海道開発局において、1. の市町村による対策計画の作成等又は所有者不明土地の管理の適正化を図るために行う事業等のために行う職員派遣のほか、2. の協議会への参加及び推進法人への情報提供等の事務を行うため、一部改正法附則第 7 条により、国土交通省設置法（平成 11 年法律第 100 号）第 4 条第 29 号に規定する事務の一部である「所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための施策に関する調査及び調整その他当該施策の推進に関すること」を地方整備局及び北海道開発局に分掌させたところである。これに伴い、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年国土交通省令第 75 号）附則第 3 条及び第 4 条において、「所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための施策に関する調査及び調整その他当該施策の推進に関すること」については、地方整備局用地部（用地企画課）及び北海道開発局開発監理部（用地課）の所掌事務とすることにした（地方整備局組織規則（平成 13 年国土交通省令第 21 号）第 12 条及び第 132 条並びに北海道開発局組織規則（平成 13 年国土交通省令第 22 号）第 1 条の 2 及び第 14 条）。併せて、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（令和 4 年内閣府令第 62 号）において、「所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための施策に関する調査及び調整その他当該施策の推進に関すること」については、沖縄総合事務局開発建設部用地課の所掌事務とすることにした（沖縄総合事務局組織規則（平成 13 年内閣府令第 4 号）第 61 条）。